

令和4年1月以降の高齢・障害者施設・事業所の従事者向けPCR検査の流れについて

市内の感染状況やワクチンの接種状況等により、これまで、新型コロナウイルス感染症対策として行っていた、市内高齢・障害者施設等の従事者に対するPCR検査について、1月以降は、高齢・障害者施設等への一斉検査から、陽性者が発生した事業所の従事者のみを対象として実施します。なお、高齢者施設・事業所の従事者についてのみ、日本財団の無料PCR検査を令和4年3月31日まで（お申し込みは令和4年2月28日まで）活用できます。

	令和3年12月まで (一斉検査)	令和4年1月以降 ※高齢者施設・事業所は下記アイ併用可	
委託機関 (検査機関)	エクスコムグローバル株式会社(にしたんクリニック)	ア エクスコムグローバル株式会社(にしたんクリニック)	イ <u>公益財団法人日本財団</u> (株式会社木下グループの検査機関にて検査)
検査対象	高齢者施設等、障害者施設等、救護施設の従事者	左記と同じ。 ただし、 <u>陽性者が発生した施設・事業所のみ。</u>	<u>高齢者施設・事業所の従事者</u>
①申込	検査を希望する各事業所は、委託機関の専用申込サイトへアクセスし申し込む。	従事者又は利用者が、民間医療機関、国配布の抗原簡易キット又は日本財団検査事業等により検査した結果、 <u>陽性となった場合に各所管課へお電話の上、「新型コロナウイルスに関する報告書」(別紙)を提出</u> し、市が認めた場合に、各所管課から当該施設・事業所のみへPCR検査を申し込める専用サイトURL及びQRコード付きメールを送信するので、そこからお申し込みください。	日本財団による「高齢者施設・介護サービス従事者への無料PCR検査事業」を活用し、 <u>日本財団HPより申し込み</u> する。 <u>お申し込みは事業所単位</u> です。 ※従事者個人でのお申し込みはできません。
②検査キットの配送及び返送	郵送にて配送及び返送。	左記に同じ。	以下アからウのいずれかの方法による。 ア 回収拠点(※1)への検査キット受け取り及び持ち込み イ ドライバーによる個別訪問配布及び回収(週1回検査を条件に特養・老健・特定施設のみ対応) ウ 郵送による方法 ※ウの場合は検査キットが1か月分(4週分)をまとめて配布されます。

③検査 回数	緊急事態宣言下等では月2回、それ以外は月1回。	左記に同じ。	<u>週1回程度（上限）。</u>
 ④検査結果 通知	検体受領後24時間以内。 登録した事業所や個人メールアドレスへ通知。	左記に同じ。	検体受領後1～2日程度。 事業所等の申し込み責任者や従事者個人に対して、原則メールで通知。陰性の場合はここで終わり。陽性の場合は次へ。
 ⑤陽性者 への対応	陽性者はメールアドレス記載のリンク先へアクセスし、にしたんクリニック遠隔診療の予約等を行う。予約ない場合は、委託機関より連絡がつくまで電話等の連絡がいく。	左記に同じ。	陽性判明後、一両日中に検査機関から事業所へ電話があり、ヒアリング及び確定診断のための受診案内があります。その際、 <u>介護保険事業課へ電話連絡の上、「コロナウイルスに関する報告書」の提出</u> をお願いします。また、 <u>陽性者発生時には施設等の利用者も日本財団の無料PCR検査が可能</u> となる場合がありますので、日本財団の案内に従ってください。 また、上記とは別に、当該施設等の他従事者への本市委託による行政検査も可能となりますので、左列アの①への利用も可能です。
 ⑥確定診 断	予約日時において、医師による遠隔診療を受診し、確定診断となる。	左記に同じ。	日本財団より、掛かりつけ医での受診を促す案内があります。掛かりつけ医がない場合は、提携医療機関の案内または自治体にある発熱時の相談窓口及び発熱外来を案内し、受診を促します。
 ⑦保健所 への発生 届	確定診断後、にしたんクリニックより保健所へ発生届提出。	左記に同じ。	陽性者が受診した医療機関より保健所へ発生届が提出されます。

 ⑧ 次回の 申込み	翌月の初めに再度専用サイトへアクセスし申し込む。	陽性者が出た当月分まで。	上記アとイの場合は、検査キットの受け渡し時に次回の検査について決めます。また、上記ウの場合は、最初の1か月分（4週分）の配送以降は、自動的に令和4年3月分まで配送となります。詳しくは、お申し込み時の日本財団の案内に従ってください。
---	--------------------------	--------------	---

※1 回収拠点（日本財団の検査委託先である木下グループの介護付き有料老人ホーム）

市 内 千葉市中央区今井1-17-16（リアンレーヴ蘇我壱番館）

千葉市緑区あすみが丘8-1-6（応援家族あすみが丘）

市外(近郊) 船橋市駿河台2-1-17（ライフコミュニケーション船橋）

船橋市宮本4-12-39（リアンレーヴ東船橋）

船橋市本中山3-2-3（ライフコミュニケーション下総中山）

※2 生活支援ハウスについて、日本財団のPCR検査事業では単体で考えると対象外となるが、特養等と併設されているのであれば、特養等の申込みと一緒に申し込むことは可能となる場合があります。詳しくは、日本財団PCRセンター（050-1741-4180）へお問い合わせください。

※3 ※2以外にも、高齢者施設と併設されている障害者施設等の場合は、その従事者に対する日本財団の無料PCR検査の対象となる場合がありますので、日本財団PCRセンター（050-1741-4180）へお問い合わせください。